

広報紙「NOSA I 広島」編集印刷業務委託プロポーザル実施要領

広島県農業共済組合（以下、「NOSA I 広島」という。）が発行する広報紙「NOSA I 広島」の編集印刷業務を委託するにあたり、プロポーザル（企画競争入札）により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定める。

1. 募集事項

- （１）委託業務 広報紙「NOSA I 広島」編集印刷業務
- （２）業務内容 広報紙の編集印刷等（詳細は別紙広報紙「NOSA I 広島」編集印刷業務仕様書のとおり）
- （３）契約期間 令和８年３月２日から令和１１年２月２８日までとする。

2. 応募資格

業務実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （１）編集方針に沿った紙面づくりができること。また、必要に応じて取材活動、写真撮影等についても協力できること。
- （２）NOSA I 制度のみならず、広く農政・営農技術情報など県内農業及び農業者に関する知識・情報収集に努め、企画・内容について提言、助言が可能であること。
- （３）個人情報の取扱い等に留意し、業務内容について守秘義務が遵守できること。
- （４）次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 法第 2 条 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- （５）公告の日から委託業者の選定日（令和 8 年 2 月 5 日予定）までの間に、農林水産省及び広島県において指名停止の処置を受けていない者であること。
- （６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がされている者でないこと。
- （７）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。

3. プロポーザル参加の申込み

プロポーザル参加希望業者は、次により申込みするものとする。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1号）
- ② プロポーザル参加資格確認書（様式2号）
- ③ 会社概要

(2) 提出期限 令和7年12月5日（金）17時まで

(3) 提出先 〒732-0052 広島市東区光町1-2-23
広島県農業共済組合 総務部企画情報課
電話 082-262-4711

(4) 提出方法 郵送又は持参（持参の場合は事前に電話連絡）

(5) 審査結果 令和7年12月11日（木）までにEメールで通知する。

(6) その他 提出後、参加を取り止める場合は速やかに文書で通知すること。

4. プロポーザルに関する質問の受付

(1) 受付期限 令和7年12月17日（水）17時まで

(2) 提出書類 広報紙「NOSA I 広島」編集印刷業務の企画提案に係る質問書
（様式3号）

(3) 提出方法 質問内容を簡潔に記載し、Eメールで提出すること。

(4) 提出先 広島県農業共済組合 総務部企画情報課
メールアドレス kouhou@nosai-hiroshima.or.jp

(5) 回答 令和7年12月25日（木）までにEメールで回答

5. 企画提案書等の作成

プロポーザル参加業者は、次の書類を作成し提出するものとする。

(1) 広報紙「NOSA I 広島」編集印刷業務の企画提案提出書（様式4号） 1部

(2) 見本紙 11部

(3) 企画提案書（A4判用紙使用、任意様式） 11部

提案内容は簡潔にわかりやすくまとめたもので、次の事項を明記し提出する。

- ① 全体の制作のコンセプト
- ② 表紙デザイン案のコンセプト
- ③ 全体レイアウト（ページ構成）の提案
- ④ 連載企画・各コーナーの提案及びそれらの取材・写真提供の可否（経費提示）
- ⑤ 広報紙による効果や付加価値を高める提案
- ⑥ 入稿から納品までの詳細な工程表

(4) 概算見積書（A4判用紙使用） 1部

本業務に関する編集経費（紙面レイアウト）、印刷費、運搬費など全て算出し、
令和8年度発行分の総額及び1号あたりの積算根拠が明確になるよう具体的に

記載すること。

- (5) 広報紙「NOSA I 広島」編集体制（様式 5 号）
- (6) 過去 3 年以内に受託した地方自治体・公的団体等の受託実績一覧（A 4 判用紙使用、任意様式） 1 部
- (7) 過去 3 年以内に受託した地方自治体・公的団体等の広報紙等 各 5 部

6. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 15 日（木）正午までに必着。期限までに提出なき場合は辞退したものとみなす。
- (2) 提出方法 郵送又は持参（持参の場合は事前に電話連絡）
- (3) 提出先 〒732-0052 広島市東区光町 1-2-23
広島県農業共済組合 総務部企画情報課
電話 082-262-4711
- (4) 企画提案書等の取扱い
 - ① 提出された提案書等は、原則として返却しない。また、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
 - ② 企画提案に要する費用は、全て提案業者の負担とする。
 - ③ 本プロポーザルの審査等に係る事務処理に必要な範囲で複製保存を行う場合がある。
 - ④ 本業務により得られた成果は、全てNOSA I 広島に帰属する。
 - ⑤ 企画提案書等に含まれる参加業者の情報及び個人情報については、適正に管理し、漏えいや不正使用は行わない。

7. 契約予定業者の選定

- (1) 選定方法
NOSA I 広島が設置する選考委員会において、別に定める選定要領に基づき、提出書類の審査を行い、最も優れていると判断された業者を契約予定業者とする。
- (2) 審査結果の通知
審査終了後、速やかに全ての参加業者に審査結果を文書で通知する。
- (3) 審査及び選定結果に係る問い合わせには応じない。
- (4) 参加業者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

8. 失格

次のいずれかに該当した場合は、応募業者を失格とする。

- (1) 本実施要領等に従っていない場合
- (2) 提出された企画提案書等に、ア) 虚偽の記載がある、イ) 文意が不明である場合
- (3) 同一の応募業者が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合

- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- (6) 既発表済の内容と酷似した提案
- (7) 選考委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合

9. 契約

(1) 契約に係る協議

N O S A I 広島は、選考委員会において最も優れていると判断された契約予定業者と速やかに契約に係る協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。

(2) 契約書の作成及び締結

契約に係る協議が終了した後、速やかに契約書を作成する。契約の締結は、令和 8 年 3 月 2 日（月）とする。

(3) 業務開始に係る打合せ

契約に係る協議と並行して、受託業者は N O S A I 広島が指定する日時及び場所、業務開始に係る打合せを行い、編集会議出席への準備を進める。

(4) 委託料の支払い

本業務の委託料は、各号の発行後 1 カ月以内に支払う。

(5) 契約の更新

本業務の委託内容及び委託料については、年度ごとに協議し、次年度の契約を締結する。その際、受託業者の業務態様等によっては契約を更新しない場合がある。